

# 「白糸台小学校 いじめ防止基本方針」

【「白糸台小学校いじめ防止基本方針」を策定するとともに、その実効的な実施に向けて「いじめ対策委員会」を設置する。】

## 【いじめに対する基本的な考え】

- (1) 教員の指導力の向上と組織的対応  
＜学校一丸となって取り組む＞
- (2) 子供からの声を確実に受け止め、子供に寄り添い守り通す  
＜被害の子供を守る＞
- (3) いじめを見て見ぬふりをせず、声を上げられる学校づくり  
＜周囲の子供に働き掛ける＞
- (4) 保護者・地域・関係機関との連携  
＜社会総がかりで取り組む＞

## 【いじめの未然防止】～いじめを生まない・許さない学校づくり～

- (1) 教員の指導力の向上と組織的対応
  - ・いじめ対策委員会の設置、いじめ防止基本方針の策定
  - ・学級担任による積極的な働き掛け、道徳教育の充実
  - ・いじめに関する職員研修の実施
  - ・サポートチームの設置(SSW・スクールサポーター・PTA・民生児童委員・主任児童委員・保護司・児童相談所等との連携)
- (2) いじめを防止し、いじめを見て見ぬふりをしないための取組
  - ・いじめに関する授業の実施 善悪の判断 正義
  - ・子供による主体的な取組 人間関係の構築 何でも言える環境
- (3) たてわり班活動の充実
- (4) 府中けやきの森学園との交流の充実 他者理解

## 【いじめの早期発見】～いじめを直ちに発見できる学校づくり～

- (1) いじめの「見える化」①  
＜子供の様子を細かく観察 変化に気付き、いじめの芽を素早く察知＞
  - ・スクールカウンセラーによる面接、定期的な個人面談の実施
- (2) いじめの「見える化」②  
＜被害の子供、周囲の子供からのいじめ情報の確実な受信＞
  - ・いじめ実態調査の実施・分析
- (3) いじめ対策委員会によるいじめの確実な発見
- (4) 保護者や地域、関係機関との連携
  - ・学校だより・保護者会の活用、保護者相談の体制整備と実施
  - ・スクールカウンセラーの紹介・活用

## 【いじめの早期対応】～いじめを解決し繰り返さない学校づくり～

- (1) いじめ対策委員会を核とした対応
  - ・教職員の役割分担の明確化、的確な状況把握、対応方針の策定
- (2) 被害の子供、加害の子供、周囲の子供への対応、保護者対応
  - ・被害の子供の安全確保、スクールカウンセラー等を活用したケア
  - ・加害の子供に対する組織的・継続的な観察・指導
  - ・いじめを伝えた子供の安全確保・被害、加害児童の保護者への連絡
- (3) 教育委員会・関係機関との連携
- (4) 保護者や地域との連携
  - ・保護者会の開催、PTA・スクールコミュニティ協議会の活用

### いじめ対策委員会

＜校長(委員長)、副校長、生活指導主任、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー、当該学級担任 他＞

## 【重大事態への対応】「いじめ緊急対策委員会」 ～学校・保護者・地域が一丸となって子供を守り通す～ ※学校が必要と認めた場合に設置

【いじめにより①子供の生命・心身または財産に重大な被害が生じた疑いがある、②子供が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めた場合、校長が迅速に設置できるよう、予め本委員会を準備する。】

- (1) 被害の子供の保護・ケア
  - ・複数の教員によるマンツーマンでの保護
  - ・保護者への連絡と家庭状況の把握
- (2) 加害の子供へ働き掛け
  - ・別室での学習の実施、指導
  - ・加害の子供の保護者への連絡、ケア、協力要請
- (3) 教育委員会・関係機関との連携
  - ・速やかな事実調査と委員会への報告
  - ・児童相談所、福祉機関、医療機関、警察との連携
- (4) 保護者・地域との連携
  - ・いじめ対策緊急保護者会の開催、PTAの活用
- (5) 教育委員会・市長の求めに応じた対応

### 構成員

いじめ対策委員会の構成員に加え、教育委員会職員(心理職、指導主事等) 及び、校長が必要と認める者(学校関係者等)